

○平成二十五年経済産業省告示第七十三号（自転車競技法第十二条第一項の経済産業大臣が定める率）

（平成二十五年三月二十九日）

（経済産業省告示第七十三号）

自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第十二条第一項の経済産業大臣が定める率は、百分の八十とし、平成二十五年四月一日から適用する。